

議案第32号

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入し、令和2年4月1日から給水装置工事事業者更新手数料を徴収すること、および水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）の施行に伴う所要の改正を行うため、この案を提出するものである。

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「令第5条」を「令第6条」に改める。

別表第3 給水装置工事事業者指定手数料の項の次に次のように加える。

給水装置工事事業者更新手数料	1件につき	8,000円
----------------	-------	--------

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

米原市水道事業給水条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																											
<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、<u>令第6条</u>に規定する給水装置の構造および材質の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第35条関係） 手数料</p> <table border="1" data-bbox="125 818 902 1158"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>摘要</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者 指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者 更新手数料</td> <td>1件につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>督促に係る事務手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	摘要	金額	略			給水装置工事事業者 指定手数料	1件につき	10,000円	給水装置工事事業者 更新手数料	1件につき	8,000円	督促に係る事務手数料	1件につき	100円	<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、<u>令第5条</u>に規定する給水装置の構造および材質の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第35条関係） 手数料</p> <table border="1" data-bbox="925 818 1697 1158"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>摘要</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者 指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>督促に係る事務手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	摘要	金額	略			給水装置工事事業者 指定手数料	1件につき	10,000円	督促に係る事務手数料	1件につき	100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正による条ずれ</li> <li>給水装置工事事業者更新手数料の追加に伴う改正</li> </ul>
種別	摘要	金額																											
略																													
給水装置工事事業者 指定手数料	1件につき	10,000円																											
給水装置工事事業者 更新手数料	1件につき	8,000円																											
督促に係る事務手数料	1件につき	100円																											
種別	摘要	金額																											
略																													
給水装置工事事業者 指定手数料	1件につき	10,000円																											
督促に係る事務手数料	1件につき	100円																											